

## 決議 9.5 (CoP16 で改正) \* [ 仮訳 ]

### 容易に認識可能な部分および派生物の取引

第 3 回 (ニューデリー、1981)、第 8 回 (京都、1992) で締約国会議が採択した決議 3.8 と決議 8.8 を想起し、条約締約国でない国の正式な当局が発給する同等の書類の受理を許可した条約第 10 条の規定を想起し、

条約第 10 条の均一な施行に関して締約国に指導を提供する必要性を考慮し、

さらに、条約締約国でない国が締約国との取引に関して自国の見解を表明できるようにするため、また、条約へのさらに広い参加を促進するため、条約の施行進捗状況に関する情報をそれらの国に伝え続ける必要性を考慮し、

条約第 4 条 2 項で、輸出国の科学当局が、輸出許可書発給前に、関係する種の存続に輸出が悪影響を及ぼさないと通知することを義務づけていることを考慮し、

条約締約国でない国から、およびそこを通過する取引の危険性が、条約の有効性を脅かす危険性を自覚し、

特に附属書 I の種などの違法取引は、条約締約国を回避し、条約締約国でない国への、そこからの、およびそこを通過する取引ルートを求めることを意識し、

通過積荷に対して有効な書類を義務づけるよう勧告した第 9 回締約国会議 (フォートローダーデール、1994 年) で採択され、第 13 回および第 15 回会議 (バンコク、2004 年; ドーハ、2010 年) で改正された決議 9.7 (Cop15 で改正) を想起し、

特に通過積み荷の管理により、CITES 標本の違法取引に関するかなりの情報が提供されるように思えることに留意し、

締約国が第 14 条の下で取引に関するより厳しい制限を設ける国内規制を課す可能性を認識し、

非締約国との取引に適用される条件を厳しくすることにより違法取引に対抗する必要性を確信し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

- a) 条約締約国でない国が発給する許可書と証明書は、以下の項目を含まない限り、締約国に受理されない。
  - i) 正式な発給当局の名称、スタンプ、署名
  - ii) 条約の目的にかんがみ十分な当該種の識別

iii) 原産国からの輸出許可書番号を含む当該標本の出所の証明またはそのような証明を省略する正当な理由

iv) 附属書 I または II に含まれる種の標本の輸出の場合、正式な科学機関がその輸出はその種の存続に悪影響を及ぼさないと勧告したこと (疑いがある場合は、そのような勧告のコピーが必要)、また、その標本が輸出国の法律に反して獲得されたものでないことを示す証明

v) 再輸出の場合、原産国名、および

A. 原産国が締約国である場合は、輸出許可書番号および発給日

B. 原産国が締約国でない場合は、原産国の正式な当局が条約第 6 条の要件を実質的に満たす輸出書類を発給したことを示す証明、若しくは

C. 問題が生じた場合は、前述の情報の省略を正当とする理由、および

vi) 生きている標本の輸出または再輸出の場合、輸送条件が IATA の「生きている動物に関する規則」または植物の場合は IATA の「生鮮品に関する規則」に従う場合にのみ、その許可書または証明書は有効とするという陳述

b) 条約締約国でない国からの書類は、オンラインの CITES Directory に掲載されたそれらの国の正式な当局および科学機関の詳細が、過去 2 年以内に通告されたものである場合にのみ、締約国はそれを受理する。ただし、事務局がそれよりも新しい情報を持つことを確認した場合はその限りではない。

c) 上記勧告は条約締約国でない国を目的地とするか、またはそこから来る途中の標本にも適用され、それにはそのような国の間を通過中の標本も含まれる。

d) 条約締約国でない国から、またはそこを目的地とする輸出または再輸出される通過中の標本の検査、およびそのような標本に関する書類の検査には、特に注意する。

e) 野生から取られた附属書 I の種の標本の場合、それがその種の保護に有益か、あるいはその標本の

\* 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正され、決定 14.19 および第 61 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。さらに第 16 回締約国会議で改正。

福利に役立つ場合に限り、そして事務局との相談の上でのみ、締約国は条約締約国でない国からの輸入およびそこへの輸出または再輸出を認可する。

- f) ある締約国が、附属書 II または III に掲げる種の標本が条約締約国ではない国からその種の存続に対して有害な方法で輸出されるとみなした場合、その締約国は以下のことを行う。
- i) 当該国の所管当局と直接協議する。
- ii) 必要であれば、第 10 条に定める「許可書を拒否すること」または第 14 条 1(a) 項に定める「適宜、一層嚴重な措置を講じること」という選択肢を利用する。
- g) 附属書 I の種の飼育繁殖または人工繁殖された標本の場合、事務局からそれに対して賛意を示す助

言が得られた場合にのみ、締約国は条約締約国でない国からの輸入を許可する。そして

- h) 条約締約国でない国が関与する取引におけるいかなる矛盾事項も、締約国は事務局に報告する。

事務局に対し、2 年ごとに、非締約国から通告されたそれらの国の指定所管当局、科学施設、執行当局の詳細、およびその詳細を受理した日付に関する情報を得ること、およびそれを事務局の CITES Directory に掲載することを指示する。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 3.8 (ニューデリー、1981) 一条約締約国でない国が発給する同等の書類の受理
- b) 決議 8.8 (京都、1992) 一条約締約国でない国との取引 ■